

## 【EA21 環境負荷削減情報】廃棄物排出量削減

平成 25 年度の一般廃棄物総排出量 4,487 万トン(前年度 4,523 万トン:0.8 %減)、最終処分量 454 万トン(前年度 465 万トン:2.4 %減)と減少傾向にあります。産業廃棄物については最終処分量約 1,172 万トン(前年度約 1,310 万トン)と 11%減少したものの、総排出量は約 3 億 8,470 万トン(前年度約 3 億 7,914 万トン)と 1.5%増加しました。

今後の最終処分場の残余容量、用地確保の困難さ等を考えると引き続き廃棄物の排出削減は、EA21 に取り組む事業者の皆さまはもとより、一般事業者にとっても重要な課題です。ご承知の通り EA21 では、環境への負荷と環境への取組状況把握及び評価において、二酸化炭素排出量、総排水量、化学物質使用量とともに廃棄物排出量は必ず把握する事項となっています。これは廃棄物削減が循環型社会構築のための重要な取り組みとなるからです。

廃棄物は「廃棄物処理法」によって、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれています。事業活動に伴い発生する廃棄物が産業廃棄物で、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずなどですが、紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さなどは特定の業種に限定して産業廃棄物となります。また、法律上、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。EA21 では「環境への負荷の自己チェックシート」で廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量を一般廃棄物と産業廃棄物に分けて算出しますが、その場合の分け方は、上記の分けかたに従って行っています。



また、「廃棄物処理法」の施行規則では、産業廃棄物の保管基準を定めています。具体的には産業廃棄物の保管場所とわかる縦横それぞれ 60cm 以上の掲示板を設け、保管する産業廃棄物の種類を表示すること等が求められています。事業者の皆さまは、法令に基づき産業廃棄物を保管し、処理委託をすることが必要です。保管の際に廃棄物を種類ごとに分別することにより、原料の無駄、製品の無駄が見えてきます。その発生原因を追究することによって廃棄物の減量化及び有効利用の方策を考えていくことが可能となってきます。“分ければ資源、捨てればゴミ”です。廃棄物の分別を通して循環型社会の構築をぜひ進めていきましょう。